

『大和国宇陀郡自明村接待所関係文書』

鎌田道隆
安田真紀子

江戸時代の庶民の旅の発展は、道路や旅宿が整備充実されてきたこと、道標や茶店などの街道諸施設が建設され、道中案内記が出版されたことなどによるところが大きい。しかし、何よりも江戸時代の庶民の生活水準が、経済的な意味で中世と比較してかなり向上してきたことが第一の要因であろう。ついで、江戸幕府が信仰（本山まいり等）と病氣療養（温泉入浴）のための庶民の移動（旅）については、これを黙認する寛容な態度をとったことも、庶民の旅の盛行につながったといえよう。

平成四年度から、奈良大学文学部の大和におけるプロジェクト研究に参加し、一貫して近世大和における庶民の旅に関する調査・研究をおこなってきた。とくに江戸時代の街道施設や参詣・巡礼についての史跡および史料の調査が中心であったが、そのなかで江戸時代の庶民の旅にとって、旅人に対する地域住民の接待が大きな意味をもったことを認識した。街道の清掃や夜間照明用の燈籠の建営も、その接待心のあらわれであるが、路傍で湯茶を供したり、宿所を提供することも

接待である。時には、地域ぐるみで常設の接待所を設けて、無料で湯茶を施行することもおこなわれている。

臨時的・個人的な接待ではなく、組織的恒常的な接待所の建営は、旅人と地域住民とのたしかな交流の場となったであろうし、庶民の旅を支える精神的な安息所の役割を果たしたものと考えることができる。

四国八十八所などの聖地巡礼の遍路道周辺には現在も接待所（場）があり、江戸時代以降の多くの接待所址についても、各県の歴史の道調査報告書などでも記録されている。しかし奈良県における接待所または接待についてはまったく研究もなく、これまでほとんど注目されてこなかった。だが、近世の大和に接待の風習がなく、接待がおこなわれなかったわけではない。史料や史跡の発掘が進まず、研究がなされてこなかったからである。

☆ ☆ ☆

大和国宇陀郡自明村の接待所については、奈良県榛原町自明区がもと接待所にあつたものと伝える鑑子を大切に保存し、町主催の「はい



自明区有茶所罐子

ばらの伊勢街道」展でも展示公開されてきた。しかし、自明区共有古文書のうちの接待所関係史料については調査研究されたこともなく、接待所の歴史についてはほとんど知られていない。

自明村接待所の解明には、残されている史料の調査が不可欠であるところから、伊勢本街道の踏査でお世話になっていた自明区の桶谷繁信氏に依頼して史料を閲覧させていただき、そのうえで自明区長古川信雄氏のご協力を得て、平成八年九月から十月にかけて史料を撮影させていただいた。

自明村接待所関係の史料は、自明区共有文書のうち簿冊五冊であった。そのすべてをここに翻刻したが、この五点の史料は自明村接待所の全容を解明できるものではない。しかし、江戸時代の一地方における接待所の建営の実態を知りうるものとして、きわめて貴重な文献である。

☆☆☆☆

『接待所関係文書』の解説のなかから判明した自明村接待所の概要を記しておく。

自明村市の井手の大岩には、弘法大師爪彫の不動尊と伝える線画が

描かれており、伊勢本街道筋のことでもあり、往來の旅人や近在の人々の信仰をあつめていた。この不動尊前の内牧川の近くに一軒の百姓家があったが、不動尊詣りの旅人たちがこの家に足を休めることが多く、百姓家でもいつしか茶の接待をするようになっていた。明和八年（一七七二）のおかげ参りの折には、とくに夥しい参詣の人々が接待をうけ、百姓家のことを誰いうとなく茶所とよびならわすようになっていた。

ところが、文化八年（一八一二）六月十五日の大雨洪水で百姓家は家財もろともに流され、近在や往來の参詣人も休息する場がなく難儀する事態となった。そこで再び洪水の難をうけないように、街道よりも山手に場所を移して、新たに百姓家（桁行四間半、梁行二間）を再建した。そして、百姓仕事のあいまには草履や草鞋を旅人に売り、また茶を無料で接待させることにしたという。

接待所は、茶所、接待茶所または接待堂とも記されているが、これは文化九年七月から同十年九月までに新築普請され、鍋や罐子などの接待用具もこの間に購入されている。

茶焼始ちやまきはじめを文化十年九月十五日におこなっているので、このころまでにはほぼ完成したのであろう。普請や茶焼始にもなる費用は、自明村接待所宛に寄進された田地の作徳米や寄附などによってまかなわれている。自明村自体も相当な出費をしたのであろうが、寄附の出資者は、圧倒的に他村者であり、しかも女性名が頻出することも注目される。接待所寄進の田地と山林は、接待所の維持管理の費用捻出を目的

とすることが明記されている。もちろん寄進された田地山林の耕作と管理は自明村が請負ったものである。

最後にこれらの文書の解説を通じて、ひとつの疑問がのこった。それは百姓家が流失する前の文化七年四月の年紀をもつ「田地寄進被下御戻し一札」に「接待所江寄進被下」とか「接待所茶料」の文字が見え、同年四月以前と考えられる「寄進仕田地證文之事」の文書にも、同じく「接待所茶料」や「接待堂破損料」などの文字が見えていることである。

以上の文面からすれば、文化八年六月の百姓家流失以前に、すでに接待所が自明村には存在していたこととなる。流失前の百姓家すなわち茶所を接待所と称していたのであろうか。いずれにしても、文化七年当時自明村では、村負担によって運営される接待所が存在しており、近在の人々にもそれは広く知られていたということである。

付記

史料の翻刻にあたっては、簿冊ごとに表紙の形状を図示した。各簿冊内の文書・記録の段落は破線をもって明示した。

☆☆☆☆

なお本稿は、平成八年度奈良大学総合研究所特別研究Ⅰ「近世大和を中心とする参詣旅行の接待に関する史跡および史料の調査・研究」の成果の一部である。また文末ながら、この調査でお世話になった自明区長古川信雄氏と同地区桶谷繁信氏にあらためて感謝の意を表する。

和州宇陀郡自明村接待茶所普請諸入用覚帳

接待所普請諸入用之記

- | | |
|-------------|------------|
| 一 銀貳百五拾目 | 鍋鑪子代銀渡し |
| 一 同四百五拾目 | 度金鑪子並赤銅へつい |
| 一 同七拾目 | 翠簾並戸帳代 |
| 一 同貳百四拾九匁四分 | 木挽四人へ渡し |
| 一 同八百五拾五匁三分 | 大工手間へ渡し |
| 一 同貳百五匁 | 石屋作料渡し |
| 一 同百貳拾六匁三分 | 釘金物代渡し |
| 一 同六拾八匁 | 板並へ疊代渡し |
| 一 同百拾匁五分 | 杉皮之駄半代 |

一 同百四拾貳貳分	白米貳石四斗五升	一 同老奴九分	白はし ようし
一 同九拾七匁分	酒老石六升	一 同三匁	初生寺御布施
是ハ申七月より西九月迄普請中諸人足遣し方		一 同四匁	役僧三人並供
一 同七匁	すゝ三升 紅柄三斤	一 同三匁	悟真寺御布施
一 同拾六匁六分	申十一月より西九月まで油代	一 同三匁	全真寺御布施
一 同七匁貳分	三方三ツ	一 同老奴	役僧老人
一 同貳匁四分	火すくい老ツ	一 同拾匁	大工檜牧村喜八郎
一 同貳拾五匁	諸色道具買物	一 同五匁	大工雨師村伊八
一 同拾貳匁四分	鍋釜三ツ	一 同三匁	木挽檜枚村後兵衛
一 同拾六匁	桶代	一 同貳匁	下役萩原村源兵衛
一 同拾老奴	申七月より西九月迄紙筆之代	一 同貳匁	同断檜枚村番人
一 同百四拾貳匁三分三厘	疊代	一 同六匁文	米三石つき賃代
一 同老奴貳分	杉原老帖代	一 同三匁	さかな代
一 同老奴貳分	光明寺御礼	一 同老奴五分	鍋釜並土鍋蓋代但し数六ツ
一金百疋	光明寺御礼	ノ三貫三百八拾老奴三分三厘	

西九月十五日茶焼始ニ付諸入用		内江	
一 銀百三拾六匁	餅米老石 御供物	米貳石	午未田地徳米
一 同六拾目	同 老石 茶の粉	代百貳拾三匁貳分五厘	
一 同百三拾九匁五分	米老石 供養ニ付入用	銀百八拾四匁六分	西九月十五日茶焼始貫庄 ^(出) □
一 同貳拾四匁	右ニ付酒老石五斗五升老合	同五百五拾七匁四分老厘	忠治郎より取次銀
一 同貳拾貳匁	まんちゆう三百 但老ツニ付八文ツ	同貳百五拾九匁五分	平内より取次銀
一 同六匁五分	とうふう こんにやく かんぶつ 品々代	四口ノ 老貫百貳拾四匁七分六厘	
	室生炭老駄代		

指引 貳貫貳百五拾六匁五分七厘 不足

貳貫七拾三匁七分六厘 忠治郎より出銀

内 百八拾貳匁八分壹厘 平内より出銀

右之通立会指引算用相違無之候ニ付此帳面江書記申候、以上

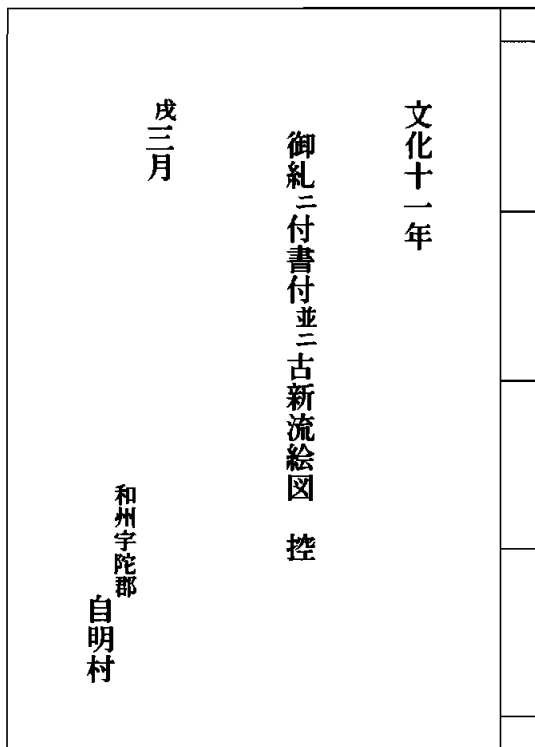
文化十酉九月日

上平井村

忠治郎(印)

自明村

平内(印)



御糺ニ付奉申上候

和州宇陀郡

自明村

一 当村字市乃井手与唱へ候所百姓家有之、家作御糺ニ付乍恐左ニ奉申上候

一 此所考京大坂西国より大峯山上並ニ伊勢参宮本海道筋ニ而御座候処、右市の井手ニ不動尊大岩ニ有之弘法大師爪彫之不動尊与古来より云伝へ申候、則宝前ニ正徳元卯年出来之石燈籠有之、並ニ古手洗鉢石燈籠石之机も御座候得共、年久敷相成候故年号も相知兼申候、然ル処右不動前川近ニ先年より桁行三間半梁行式間之百姓家有之、右不動江折々参詣之人々御座候節、右百姓家ニて休候故、志ニ茶を焼き

給させ候処、明和八卯年伊勢へおかけ参と唱へ諸国より参宮人夥數有之、往来之人々参詣之上茶を呑誠ニ珍數不動申其家ニ而休中ニも信心の方ハ悦ひ、誰無云与茶処〜と云触申候処、去る末年六月十五日夜殊之外大雨洪水ニ而右之家屋數並ニ家物共不残流失仕候ニ付、近在々より右不動江信心之輩折々参詣も有之候得共、腰掛而休所も無御座、誠ニ参詣之人々難決仕候儀甚々迷惑ニ存何卒是迄通り休所出来申度候得共、川近ニ有之候而者又候大雨洪水も難斗今度者道より山手江寄せ建度候ニ付此度桁行四間半梁行式間之長屋を建百姓為致申候、依之僧牀之もの差置候儀前々より無御座全百姓家ニ而百姓作間ニハ旅人江草履草鞋代売将又徒然成所故茶焼置申候得者往来之人々呑通り候儀ハ先年より致来申候、尤も右ニ付聊も金銭等申請候儀決而無御座候、此度御糺ニ付古新屋敷家がまへ絵図差上有牀ニ奉申上候、右之趣御聞届被為成下候ハ、難有可奉存候、以上

文化十一戊三月

和州宇陀郡

自明村

百姓代

年寄

庄屋

勇 治 (印)

又兵衛

平 内 (印)

木村宗右衛門様

御役所

図 1

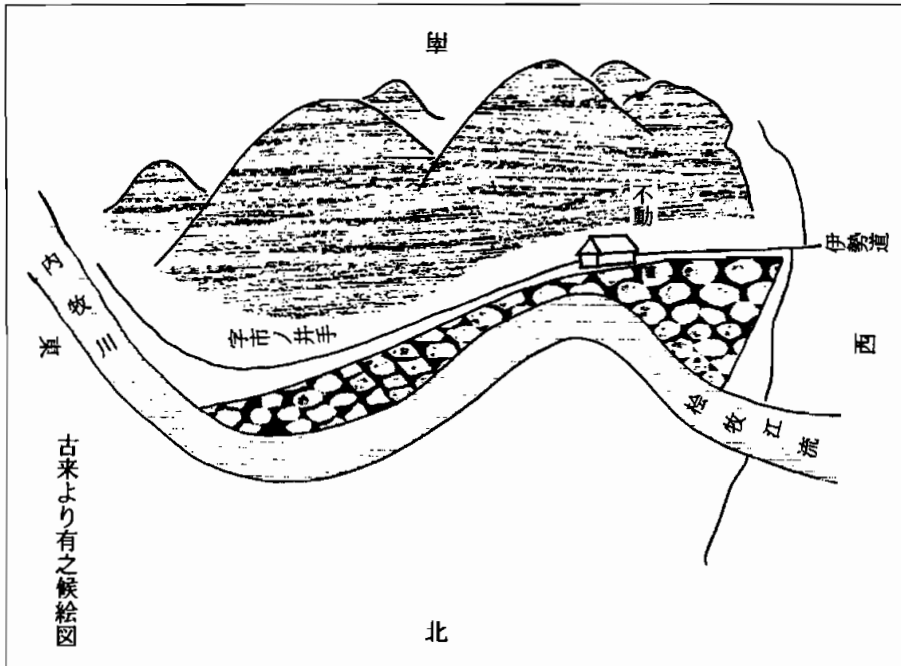
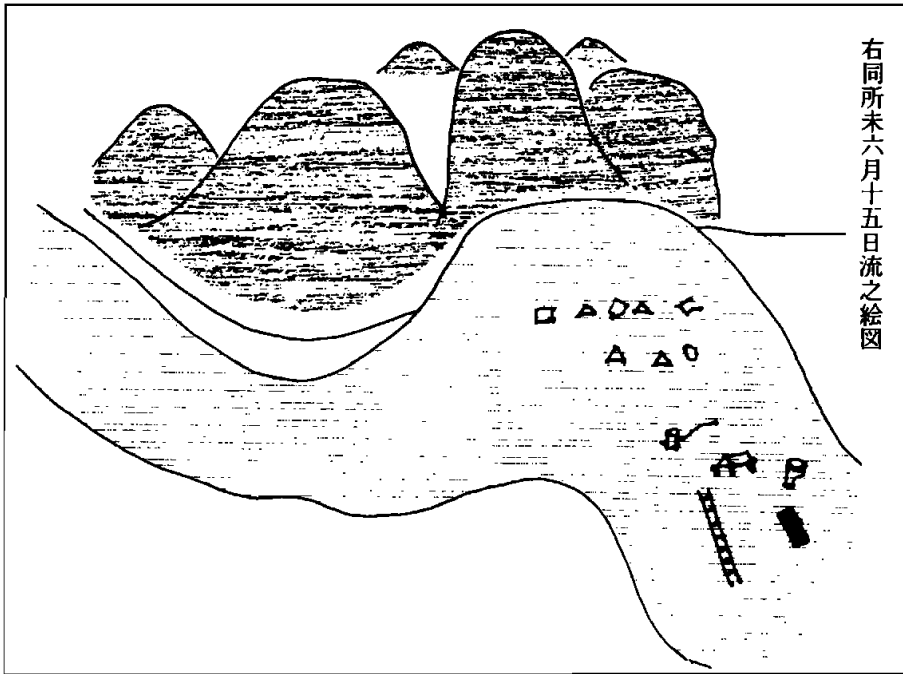
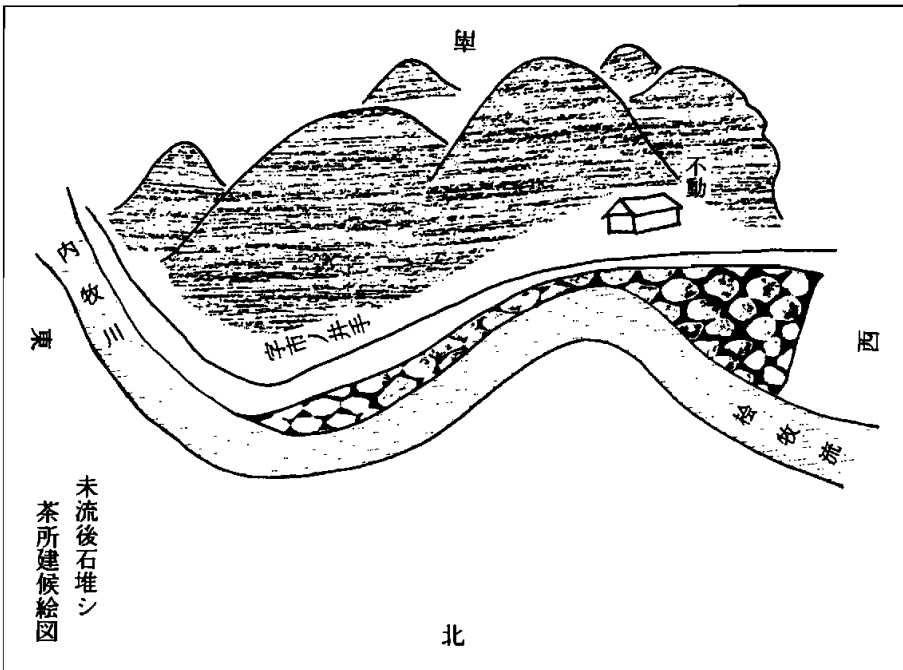


図 2



右同所未六月十五日流之絵図

図 3



未流後石堆シ
茶所建候絵図

北

右ハ御代官様戊二月廿四日ニ奥宇田江荒方檢分被遊候ニ付御通行之節、当村撰待御尋被成候ニ付、有躰申上候、然ル処先年より有来候処之絵図並ニ書付共差出候様被仰付、依之右之通新古未年流レ絵図三枚書付老通相認メ、則御手代森田丈平様江当村御泊り之節御差上申候処追而御聞届之由被仰渡相違無御座候、以上

紙数八枚表紙共

摺字なし

筆者

高井村五兵衛

文化十一年

田地寄進拾人 山林寄進三拾人 江戻し證文 控

戊三月

和州宇陀郡 自明村

田地寄進被下御戻し一札

字上神田
一上田老反老畝拾歩 分米老石六斗四升三合三夕
字石はし
一上田七畝式拾老歩 分米老石老斗老升六合五夕

田反別合老反九畝老歩

此分米式石七斗五升九合八夕

此預米式石八斗之処荒地有当時

預ケ米式石六斗

内老石四斗

残米老石式斗

諸役御上納 徳米

右之田地当村勇治是迄持伝候得共、此度代金拾兩代六百四拾目ニ其元

江買徳被成、当村役人中並ニ村方末々迄談し之上、当村撰待所江寄進被下右田地並ニ田地買徳證文とも御讓被下樋ニ受納仕、村方一同過分至種ニ奉存候、然者右田地村支配仕、撰待所茶料並ニ破損料ニ仕、諸人參詣之衆中江撰待茶急度右田地之徳米ヲ以相勤メ可申候、為後日寄進地戻し一札如件

文化七年午四月日

宇陀郡自明村

組頭 勇 治 (印)
年寄 又兵衛
庄屋 平内 (印)

宇賀志村金林寺
同村日張山 誓心殿
見田村新助殿母 おちよ殿
大神村久四郎殿妹 おとよ殿
下芳野村茂作殿妻 おすへ殿
同村武助殿母 およし殿
稲戸村定七殿妻 おすみ殿
古市場村弘庵殿妻 おやゑ殿
上平井村彦三郎殿母 おさと殿
同村助右衛門殿妻 おちか殿
同村忠治郎殿母 おきく殿

右之通御名前拾老人有之候得共、知光様 誓心様御兩人して老人分都合拾人より老人前金子老兩宛寄進有之、合金拾兩ヲ以右田地買得仕、其田地茶所江寄進ニ付、依之右之御名前江老通宛戻し證文可遣之もの也

庄屋 平内 (印)

山林寄進被下御戻し一札

字丸山 一山林ヶ所 但し四町歩 御定米四升

右之山林当村勇治從先祖持伝候得共、此度代銀六百目ニ其許衆中買徳被成当村撰待所薪木山ニ寄進被下、依之右山林買徳證文とも御讓り被下樋ニ受納仕、村方一同過分ニ奉存候、然者右山林村支配ニ仕、当村撰待所柴薪並ニ破損等ニ相用ひ永々諸人參詣之衆中江撰待茶右山林ヲ以茶相焼可申候。為後日山林寄進ニ付、戻し一札如件

文化九年申九月

宇陀郡自明村

組頭 勇 治 (印)
年寄 又兵衛
庄屋 平内 (印)

宇田松山町 山邊屋長助殿
同町 山邊屋彦七殿
同町 紙屋徳兵衛殿
同町 吉野屋八右衛門殿
同町 岩清水屋善太郎殿
同町 古手屋宗兵衛殿

八瀧村 治郎兵衛殿
 同 村 弥重郎殿
 同 村 重藏殿
 同 村 兵藏殿
 澤 村 孫九郎殿
 山路村 茂右衛門殿
 大貝村 要藏殿
 栗谷村 源三郎殿
 比布村 治郎兵衛殿
 同 村 傳七殿
 見田村 市藏殿
 古市場村 権右衛門殿
 同 村 勘治郎殿
 同 村 源八殿
 大沢村 甚助殿
 下芳野村 藤助殿
 三宮寺村 甚五郎殿
 同 村 与市郎殿
 上平井村 政七殿
 才ヶ辻村 吉右衛門殿
 同 村 藤藏殿
 松井村 善藏殿

駒埦村 傳藏殿
 佐倉村 嘉兵衛殿

ノ三拾人

右之山林古證文之儀者女名前ニ御座候得共、女名前ニ而ハ印形無之故、本證文与相違有之候得共、施主ハ本證文之通女施主ニ御座候処、御名前都合三拾人より御老人前ニ銀式拾目宛寄附被下、合銀六百目ニ而山林買徳仕候而其山林茶所薪木山ニ寄進被下、依之右之御名前衆中ニ右文言之辰一札尅通宛差遣し可申もの也

庄屋
 平内(印)

寄進仕田地並三山林證文

寄進仕田地證文之事

字上神田

一上田老反老畝拾歩

字石橋

一上田七畝廿分

反別合老反九畝拾歩(書方)

此分米合式石七斗五升九合八夕

此預ケ米式石八斗

當時預ケ米式石六斗

此諸入用

老石三斗七升九合九夕

徳米

分米老石六斗四升三合三夕

分米老石老斗老升六合五夕

老石式斗式升余

右之田地是迄其御村方勇治殿所持被致候処、此度代金拾兩代銀六百四拾目ニ私共買徳仕、其御村方御役人中江相談之上寄進仕候処実正也、然ル上ハ名前帳面御切替御年貢諸役村高並ニ御勤後々迄村支配ニ可被成候、尤も徳米之儀者撰待処茶料並ニ撰待堂破損料ニ可被成候、尤も諸人參詣之衆中江為施銘々共寄進仕候間、永々右田徳ヲ以後々迄撰待御勤可被下候約束ニ御座候、依之右田地買徳證文並小作證文とも相讓候間、本證文ヲ以後々迄御心儘支配可被成候、為後日寄進地證文仍而如件

施主字陀郡字賀志村

金林寺

知光

同村日張山

誓心

見田村新介母

ちよ

大神村久四郎妹

とよ

下芳野村茂作妻

すゑ

同村武助母

し

稲戸村定七妻

すみ

古市場村弘庵妻

やゑ

上平井村彦三郎母

さと

同村助右衛門妻

ちか

同村忠治郎母

きく

同村世話人 忠治郎

自明村
撰待堂

御村方中

寄進仕山林之事

字丸山
一雜木山

杓ヶ所

此反別四町歩

御定米四升 境日本證文之通り

右御定米之儀八年々撰待所より
村並ニ御勤メ御心儘支配可被成候

右之山林其御村方勇治殿より私共江代銀六百目ニ而本證文ヲ以買徳仕候処実正也、右ハ其御村方撰待茶所江薪並修復料として施主人三拾人申合老人前ニ銀貳拾匁宛都合銀六百目相調右之山林相求メ、左之銘々先祖為菩提寄進仕候処相違無御座候、尤も御定米村並ニ御勤メ永々御心儘ニ支配可被下候、依之右撰待所薪並修復料其時々御役人中より御世話被成被下、永々御勤被下候約束ニ御座候、依之山林買徳證文共相渡申候、為後日寄進證文仍而如件

宇陀松山町

文化九申年九月

- 山邊屋 長助
- 山邊屋 彦七
- 紙屋 徳兵衛
- 吉野屋 八右衛門

岩清水屋 善太郎

古手屋 宗兵衛

八滝村 治郎兵衛

同村 弥十郎

同村 重藏

同村 兵藏

澤村 孫九郎

山路村 茂右衛門

大貝村 要藏

栗谷村 源三郎

比布村 治郎兵衛

同村 傳七

見田村 市藏

古市場村 権右衛門

同村 勘治郎

同村 源八

大澤村 甚助

下芳野村 藤介

三宮寺村 甚五郎

同村 与市郎

上平井村 政七

才ヶ辻村 吉右衛門

ノ三拾人

- 同村 藤 藏
- 松井村 善 藏
- 駒掃村 傳 藏
- 佐倉村 嘉兵衛

右本證文之儀ハ女名前ニ御座候得共、女名前ニ而ハ印形無之故、本證
 文与相違有之候得共、施主ハ本證文之通り女施主ニ御座候、以上

自明村

摂待所

並ニ

御村役人中

和州宇陀郡自明村市之井手摂待造立自他発起寄附之簿

和州宇陀郡自明村字市の井手巖面の不動明王ハ往昔弘法大師爪彫の真
 跡にて古往今来有信渴仰の男女ふしぎの靈応殊に以てあらたなり。別
 して此所ハ伊勢参宮或者大峯山上の本道りすべて公私の旅人平生往来
 しげき通路なれとも全躰森々たる山間伐木丁々たるおともかすかなる
 所にて諸人休息の自由には勿論とほしくすでに樹下石上に腰をかくる
 も風雨雪霜を防ぐたよりなく実に以て往来の貴賤難路の山谷なり。こ
 れによって今般近在遠郷すべて有信善業の不思議の助力を請け奉り摂
 待の壱字をむすび永々往来の飢渴をたすけたく何とぞこの志をともに
 して意願を満足せしめたまはらは自ら現当二世の資糧にもと願はくは
 此助力の功德を廻向してあまねく各々民方都て一切法界に及ぼし自他

平等有情非情とともにことごとく残らず無上の仏道因縁果報の善種子を成就せんと冀ひ奉る者也

文化九龍宿壬申八月仏生日

願主発起世話人

上平井村

忠次郎 (印)

自明村

勇次 (印)

同 平内 (印)

同 又兵衛 (印)

並村々 惣世話人中

撰待茶糧修覆料寄附田地山林之訳

自明村領

字上神田

一上田老反老畝拾歩

同村領字石橋

一上田七畝式拾老歩

右式口反別合而老反九畝拾歩分米合而式石七斗五升九合八夕

此預ケ米式石八斗当時預ケ米式石六斗

右田地諸入用向都合老石三斗七升九合九夕

惣差引残り徳米老石式斗式升餘

右田地文化七年三月自明村勇藏方より地代金拾兩代六百四拾目ニ而譲り請、其村庄屋年寄中熟談之上帳面名前等切替永々村支配ニ致可申定ニ而年々徳米を以而撰待茶料其外修覆料令寄附ス名前左之通

右田地寄附施主

宇賀志村金林寺知光

日張山青蓮寺内誓心

見田村新助母ちよ

大神村久四郎妹とよ

下芳野村茂作妻すへ

同村武助母よし

同村村定七妻すみ

古市場村弘庵やゑ

上平井村彦三郎母さと

同村助右衛門妻ちか

同村忠次郎母きく

同村世話人忠次郎

自明村

庄屋平内 (印)

年寄又兵衛

組頭惣代

自明村領字丸山
一雜木山 老ヶ所

此反別四町歩 境日本證文之通

御定米四升

右山林文化九申九月自明村勇次より代銀六百目ニ而譲り請け施主人三拾人申合老人前ニ銀式拾目宛都合買徳申候而撰待薪其外修覆料令寄附

置申候而勿論右山林永々村支配ニ致可申定ニ而銘々為先祖法界追福令寄附置申名前如左

山林寄附施主

宇陀松山町山邊屋長助
 同 山邊屋彦七
 同 紙屋徳兵衛
 同 吉野屋八右衛門
 同 岩清水屋善太郎
 同 古手屋宗兵衛
 宇陀郡八瀧村 次郎兵衛
 同 村 弥十郎
 同 村 重藏
 同 村 兵藏
 同 沢村 孫九郎
 同 山路村 茂右衛門
 同 大貝村 要藏
 同 栗谷村 源三郎
 同 見田村 市藏
 同 比布村 傳七
 同 村 次郎兵衛
 同 古市場村 権右衛門
 同 村 勘次郎

一白銀四拾三匁
 一金子貳百疋
 一金子百疋
 一白銀貳兩
 一白銀三拾目
 一白銀三拾目
 一白銀三拾目

撰待造立祠堂寄附

右本證文者女名前ニ而在之候へ共、此所ニ而者家名記シ置罷在候
 へ共、実者女名前之施主ニ而在之事

同 村 源八
 同 大沢村 甚助
 同 下芳野村 藤助
 同 三宮寺村 甚五郎
 同 村 與市郎
 上平井村 政七
 同 才ヶ辻村 吉右衛門
 同 村 泰藏
 同 松井村 善藏
 同 駒掃村 傳藏
 同 佐倉村 嘉兵衛
 自明村 初生寺
 宇陀町 光明寺
 同 所 松林寺
 初瀬町 崇蓮寺
 字賀志村 知光
 同 村 誓心
 日張山

一 金子百疋	萩原	宗祐寺	同村	忠次郎母きく
一 金子百疋	日張山	青蓮寺	宇田町	内牧屋佐兵衛
一 鳥目老包	室生山	室生寺		上平井村孫兵衛
一 銀札貳匁	比布村	養善寺		入谷村なを
一 銀札老匁	八瀬村	龍泉寺	小附村	幸三郎姉ぎん
一 白銀拾匁	藤井村	笹岡佐右衛門	宇陀町	拾生屋安兵衛
一 白銀貳兩	石田村	笹岡半平		入谷村勘七郎
一 南鐐老片		山口村弥兵衛	宇陀町	佐倉村嘉兵衛
一 金百疋	下野野村藤介	釋 崇林	檜牧村	田那屋清兵衛
一 金百疋	大貝村	才助		酒屋次兵衛
一 南鐐老片		内牧村又三郎	初瀬町	同村與八郎
一		高井村弥七		福知屋源兵衛
一 銀子老兩		宇賀志村源右衛門	今井村	高屋村次兵衛
一 銀札五匁		松井村忠右衛門		西岡新右衛門
一 銀札五匁	身田村	新助母ちよ	自明村	母里村政八
一 白銀三拾目	大神村	久四郎妹とよ		伊勢講中
一 白銀三拾目	下野野村	茂作母すゑ		高井権藏
一 白銀三拾目	同村	武助母よし	赤ばね村	諸木野村藤平
一 白銀三拾目	上平井村	彦三郎母さと		五右衛門母たみ
一 白銀三拾目	稲戸村	定七母すみ		同人内たけ
一 白銀三拾目	上平井村	助右衛門妻ちか		八瀬村勘次郎
				諸木野村九藏

一同 三分
 一錢 五分
 一同
 一銀札 壹匁
 一錢 五分
 一銀札 壹匁
 一同 五分
 一同 壹匁
 一同 三匁
 一同
 一銀札 五匁
 一錢 三拾文
 一同
 一同 五匁
 一銀札 貳匁
 一白銀 壹兩
 一同 貳匁
 一同 貳匁
 一同 壹匁
 一同 五匁
 一同 壹匁
 一同 壹匁
 一同 三匁

同 久治
 同 兵七
 同 栄治
 同 和助
 同 平兵衛
 同 林兵衛
 同 孫兵衛
 同 傳兵衛
 同 新助
 同 惣兵衛
 同 四郎兵衛
 大神村 九郎兵衛
 下田口村 彦五郎
 雨師村 久治郎
 上平井村 弥兵衛
 下赤壇村 弥兵衛
 高井村 五兵衛母 おきよ
 勢州野籠村 大西長藏
 御所町 綿屋嘉助
 同村治兵衛
 同村傳藏
 上赤壇村宗吉
 同村友八

一同 三匁
 一銀札 五匁
 一同
 一南鐮 壹片
 一同
 一銀札 壹匁
 一同
 一錢 三百文
 一銀札 壹匁
 一同
 一銀札 五匁
 一錢 百文
 一銀札 五匁
 一同
 一銀札 五匁
 一錢 百文
 一同 貳匁
 一同 五匁
 一同
 一銀札 壹匁
 一錢 三百文
 一銀札 壹匁
 一同
 一銀札 五匁
 一銀札 壹匁

同 儀右衛門
 才ヶ辻村 孫九郎
 下守道村 弥右衛門
 才ヶ辻村 平三郎
 宇加志村 惣兵衛
 佐倉村 権六
 古市場村 大貝村
 三宮寺村 平治郎
 見田村 長藏
 同町葛屋 佐助
 宇田町葛屋 平六
 内牧村 源内
 入谷村 平八
 見田村 後五郎
 同村 弥惣八
 同村 仁兵衛
 宇加志村 おきく
 同 孫三郎
 同 善太郎
 同 宗治
 同 定治郎

一 同 壹匁	同 下守道村	一 貳百文	同 八木屋又四郎
一 同 壹匁	同 五兵衛	一 貳分	同 鍛冶屋喜三郎
一 銀札五匁	同 平三郎	一 貳百文	同 小間物屋甚七
一 同	同 清吉	一 百文	同 小間物屋おりつ
一 錢百文	同 喜八郎	一 貳匁	同 井足屋清兵衛
一 同 貳百文	同 治助	一 貳匁	同 八木屋喜兵衛
一 銀札五匁	同 喜作	一 貳拾文	同 鍛冶屋新三郎
一 銀札五匁	同 源右衛門	一 四拾八文	同 龜屋與助
一 同 貳匁	同 和助	一 百文	同 八木屋仁兵衛
一 銀五匁	同 久治郎	一 三分	同 金物屋九兵衛
一 三匁	同 藤藏	一 壹匁五分	同 住吉屋吉右衛門
一 貳匁	同 川口屋兵藏	一 百文	同 紺屋喜右衛門
一 貳匁	同 金物屋善兵衛	一 百文	同 江戸屋弥七
一 貳匁	同 油屋三郎兵衛	一 百文	同 金物屋儀八
一 貳匁	同 八木屋吉兵衛	一 百文	同 江戸屋弥右衛門
一 貳匁	同 両口屋太郎兵衛	一 三分	同 伊勢屋九兵衛
一 貳匁	同 萬屋久兵衛	一 百文	同 辰巳屋おちく
一 三匁	同 新酒屋儀右衛門	一 拾文	同 辰巳屋与治兵衛
一 貳匁	同 宇田屋又兵衛	一 貳拾文	同 米屋藤助
一 老匁	同 小林氏	一 百文	同 とふふ屋安兵衛
一 老匁	同 問屋惣右衛門	一 五分	同 米屋定八
一 百文	同 伊兵衛	一 拾文	同 龜屋こすへ
	同 小間物屋おとよ		

一 式 匁
 一 老 匁
 一 式 拾 文
 一 四 拾 八 文
 一 同
 一 式 拾 文
 一 五 分
 一 五 分
 一 式 分
 一 銀 札 三 匁
 一 同 拾 匁
 一 同 三 匁
 一 同 式 匁

同 比 布 屋 惣 治 郎
 同 辻 勘 七 郎
 同 戎 屋 忠 三 郎
 同 菓 子 屋 善 藏
 同 守 道 屋 五 兵 衛
 同 新 酒 屋 卯 兵 衛
 同 しの 屋 重 藏
 同 尾 張 屋 惣 四 郎
 室 生 村 しの や 儀 助
 御 領 方 庄 屋 清 七
 石 田 村 室 生 村
 下 平 井 村 与 兵 衛